

#### IV 海外だより

### ケベック州のナショナリズム：その背景と今後の行方

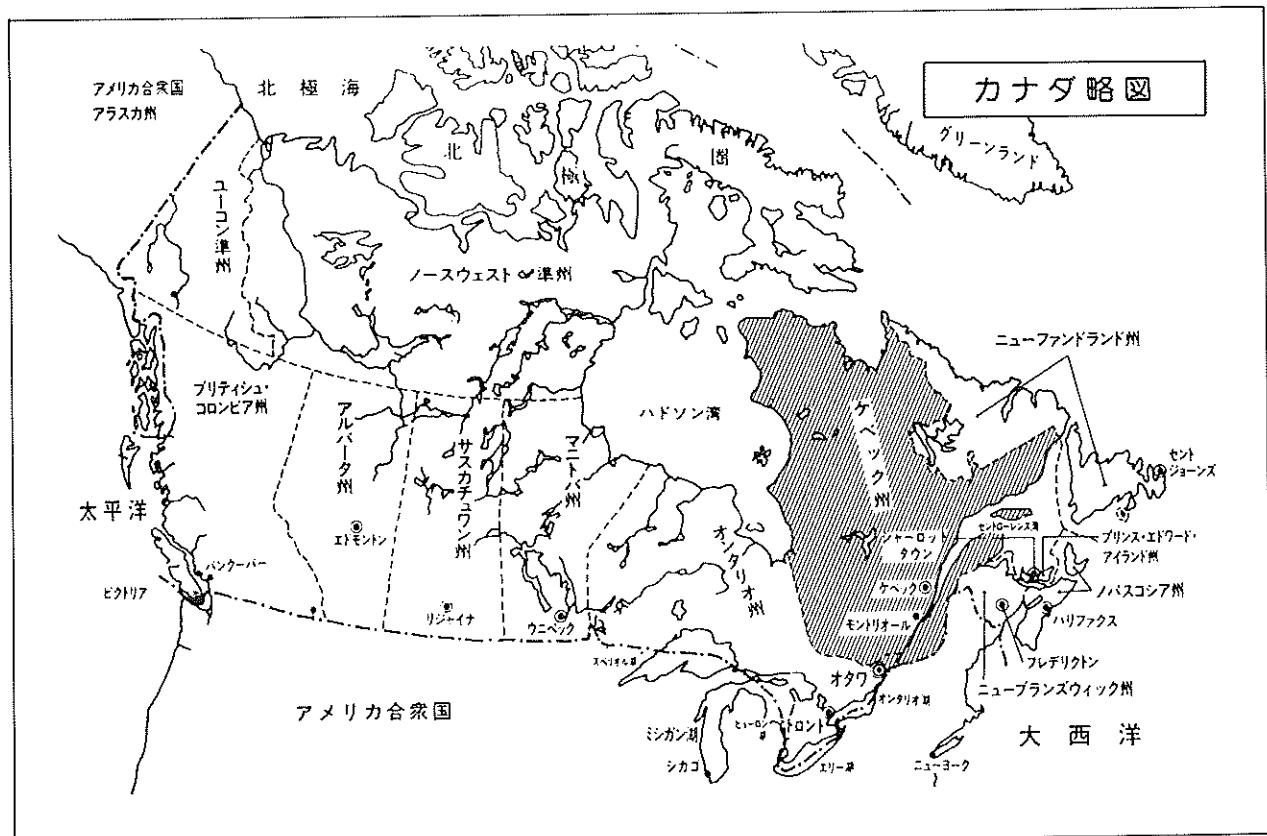
NLI International Canada

高橋 秀典

#### はじめに

現在、ソビエト連邦内の共和国による自治権獲得に向けた運動、中東地域における少数民族による自立への動き等が見られる中で、民族問題が世界的に注目されている。

ここカナダにおいてもその歴史は浅いながらも、ケベック州を中心とした仏系カナダ人によるナショナリズムの動きが見られる。その動きはこれまで殆ど流血に至ることもなく、政治的な解決手段に委ねられている為、必ずしも全世界的に注目されるといったものではない。ただカナダ国内では、ケベック州のナショナリズムの動きはカナダ連邦制度の根幹を揺るがすものとして、常に大きな問題として位置づけられている。



昨年6月、“ミーチレーク合意”と呼ばれる憲法問題で、ケベック州の特異性を憲法の中で明確にしようとする政治的な動きが活発化した。最終的に同合意の批准は実現せず、ケベック州をめぐる憲法問題は白紙に戻ったが、ケベック州におけるナショナリズムの問題はカナダの建国以来見られてきたものであり、今後ともカナダ政治の前面に出てこよう。当レポートでは、ケベック州に見られるナショナリズムの高まりについて、その歴史的背景ならびに現状を明らかにしつつ、今後の行方について触れることとする。

## 1) ケベック州におけるナショナリズム：その歴史的背景

### 1. カナダにおける“二元性”

カナダの歴史は1534年のフランス人、ジャック・カルチエの発見に始まる。続いて1603年にサミュエル・シャンプランが本格的な毛皮取引を目的としてカナダに乗り込み、1606年には毛皮取引を独占するためにケベックに要塞を築いた。その後カナダはニューフランスと呼ばれ、カソリック教会と地主階級を中心とするフランスの植民地となった。1763年の英仏植民地戦争でフランスが敗れ、英國の植民地への転換を契機として、英國はこの地に英國々教会を設立、地主制度を廃止し、英語を公用語としてカソリック教会を統治から切り離そうとした。

英國は同戦勝の結果、ハドソン湾からメキシコ湾に至る北米の広大な地域を獲得はしたもの、ケベック地域におけるフランス系の人口は英系を圧倒し、事実上、仏系社会の優位性が確立されていた。そのため1763年の“パリ条約”は、仏民法の継承、カソリック教の自由を保障せざるを得なかった。

さらに1774年には“ケベック法”が制定された。同法は米国における反英的気運を抑制し、その一方で仏系住人の歓心を買うことによりカナダの英國からの独立を抑えることをその狙いとしていた。従って同法の内容は、仏系に対する信教・文化・慣習・言語など伝統的諸権利と恩典を再保障することが柱となっていた。こうして北米の中のケベック地域における仏系の民族的特異性が確かなものとなり、カナダにおける“二元性”が維持されることになった。

1791年には、この“二元性”をもとに旧来のケベックの地において民族の違いを背景とした行政区分が行われた。すなわち、米国の独立革命を嫌った英系移住者がこの地に急増したことにより、同年の“立憲条例”により仏系住民の多い地域をLower CANADA（現在のほぼケベック州）、英系住民の多い地域をUpper CANADA（現在のほぼオンタリオ州）として植民地を二分化することになった。こうしてLower CANADAは、英國領北米植民地の中で、フランス的特異性をより際立たせることと

なったのである（表－1 “母国語別人口の州別分布”参照）

表－1 母国語別人口の州別分布 1986年国勢調査結果

（単位：千人）

州・準州	英語		仏語		その他		合計 人口	対全人口(%)
	人口	%	人口	%	人口	%		
ニューファンドランド	561	98.8	3	0.5	4	0.8	568	(2.2)
プリンスエドワードアイランド	119	94.1	6	4.7	2	1.2	127	(0.5)
ノバスコシア	819	93.8	36	4.1	18	2.1	873	(3.4)
ニューブランズウィック	463	65.3	238	33.5	9	1.3	709	(2.8)
ケベック	679	10.4	5,409	82.8	445	6.8	6,532	(25.8)
オンタリオ	7,098	78.0	484	5.3	1,520	16.7	9,102	(36.0)
マニトバ	780	73.4	52	4.9	231	21.8	1,063	(4.2)
サスカチュワン	827	81.9	24	2.3	159	15.7	1,010	(4.0)
アルバータ	1,947	82.3	56	2.4	363	15.3	2,366	(9.3)
ブリティッシュ・コロンビア	2,367	82.1	46	1.6	471	16.3	2,833	(11.4)
ユーコン準州	21	89.1	1	2.6	2	8.3	24	(0.1)
ノースウエスト準州	29	55.3	1	2.7	22	42.0	52	(0.2)
カナダ	15,710	62.1	6,355	25.1	3,245	12.8	25,309	(100.0)

—Canada Yearbook 1990より作成—

## 2. カナダ連邦の誕生とケベックの地位

1867年にはオンタリオ、ケベック、ニューブランズウィック、ノバスコシアの4州から成るカナダ連邦が結成された。この年に制定された憲法がBritish North America Act (“1867年憲法”)と呼ばれるものであるが、同憲法の管理、修正権はイギリス議会にあり、自主憲法と呼べるようなものではなかった。ただ、同憲法も国会とケベック州議会の討論、議事録に英仏両語の使用を規定するなど、ケベックの特異性に配慮したものとなっていた。

こうしてカナダ連邦が誕生したが、カナダ経済は英國による経済支配のもとで、本国に原材料を提供する植民地経済を余儀なくされ、製造業は育たず、運河や鉄道の輸送手段、それに金融だけが発達した。そのカナダ経済の中でもケベック経済の後進性は目立ち、同州の工業化はオンタリオ州のそれを4分の1世紀以上遅れて、1900年前後に行われた。ケベック経済の後進性の理由としては、伝統的諸権利が保障されたことに伴い、逆にケベック旧来の権威主義的体質が温存され、技術進歩から取り残されてしまったことが挙げられる。

ケベック経済は工業化以降長らく、同州の人口10%程度の英國系によって支配され、又、英系と仏系の間には賃金、昇進の面で差別が見られた。例えば1961年の国勢調査

によれば、ケベックでの平均賃金指数において、英系の142.4に対し、仏系は91.8にすぎなかった。また1867年憲法にうたわれた二言語主義も、実際には仏系のみに適用され、英系は仏語を学ぶ義務もなく、仏系はバイリンガルでなければ雇用面で不利な立場にあった。

この様な中でケベックを中心とする仏系カナダ人社会内には、彼等がカナダの建国においてパートナーであったにもかかわらず、経済的差別を受けているとの不満がくすぶり続け、これが圧倒的とも言える北米の英語世界の大海上に、まるで小舟のように存在するケベック文化（言語、宗教、社会制度）を守り抜こうとする強い姿勢と相まって、ケベックの主権獲得へ向けた政治的な動きへと結びついていった。

### 3. ケベック党の出現と'80年の州民投票

1976年11月15日、ケベック州総選挙の結果、ケベックの分離、独立を主張するケベック党（ルネ・レベック首相）が政権を獲得した。ケベック党は“暴力を絶対に排する”方針の下、ケベックの政治主権とカナダ連邦との経済連合一主権連合一という思想を持つ独立主義者が結集、発足したものである。そして1970年の選挙で7議席を得、76年には大多数の71議席を得て、政権に躍り出た。

同党政権が発足した翌日からカナダドルの下落が始まり、対米ドル100%以上だったカナダドルは同党政権樹立による不安感から76年11月末には95米セント台に弱含んだ。又、77年同党ケベック州議会が仏語公用語法Bill-101を成立させ、州公用語の仏語一本化を実現した事を受けて、英系企業のケベック脱出が顕著になった。さらにこの様な経済的悪影響が際立つ中、79年11月に同党政府は主権連合の白書を発表、“ケベック政府はカナダとの経済連合の下に独立した立法、課税、外交権を持つ。”とし、同年12月、同州政府はリファレンダム（州民投票）実施を発表した。

ケベック党は、ケベックにおけるナショナリズムの高まりを背景として、以上のように矢継ぎ早に主権連合に向けた動きを展開させていったものの、80年5月20日に行われた州民投票では、59.4%対40.6%で連邦支持の“Non”が勝利し、ケベック党による主権連合は達成し得なかった。この主たる理由としては、州民が自州の経済力に対して充分な自信を持っていなかった事が挙げられる。この為ケベックは州経済の強化が将来の主権連合の為に必要であることを痛感し、ケベック系企業の育成、高付加価値化を政府の強力な後押しのもと推進してきている。この意味でも同州がカナダ世論を二分させた米加自由貿易協定の締結（1988年）に際し同協定を、ケベック経済の基盤強化につながるものとして強力に支持したことが注目されよう。

ケベックの主権連合は実現しなかったが、ケベック党は81年4月の州選挙で再選され、82年のカナダ自主憲法施行（Constitution Act of 1982）においては、同憲法

への参加批准を拒否した（1982年憲法は新憲法ではなく1867年憲法と併存するもの）。ケベック州が“1982年憲法”合意への署名を拒否した理由は、カナダ連邦内におけるケベックの“特別の地位”的確認要求等が当時の強固な連邦主義者であったトルドー連邦政府首相（自由党）によって受け入れられなかつたことによる。

## 2) ミーチレーク合意の崩壊

“1982年憲法”はケベック州が未参加のまま存続し続けることとなり、ケベックの憲法参加問題はカナダの内政上の最重要課題としてとり残された。1984年に誕生したマルルーニ政権にとってもこの問題が緊急課題として取上げられ、ケベック州に政治基盤を置く彼はその政治生命をかけて問題解決に取組んだ。すなわち、1985年5月にケベック州自由党首相（85年12月に9年ぶりに政権復活）ブラッサー氏が打出した憲法参加5条件<sup>\*</sup>を全面的に受け入れる形で、1987年の連邦州首相会議においてケベック州の憲法参加を強力に押進め、全州首相による原則合意（いわゆる“ミーチレーク合意”）を取り付けた。

- \*憲法参加5条件
- 1) 連邦内におけるケベックの特異性容認
  - 2) 憲法改正手続きについての修正
  - 3) 最高裁判所裁判官任命規定に関するケベックの権限拡大
  - 4) 移民政策に関する州の権限拡大
  - 5) 連邦政府財政支出に関する州の権限拡大

ただ、この連邦州首相間の原則的合意も、その後マニトバ、ニューブランズウイック両州の立法府が批准しなかつたこと、又90年3月にはニューファンドランド州が従来の合意承認を覆したことから結局、批准期限までの解決を待つしかない状況に陥った。

そして、批准期限のせまった90年6月、マルルーニ首相は各州首相をオタワに招集、同合意批准に向けた最後の詰めを“カナダ崩壊”との一種の脅迫ともいえる圧力をかけて行ったが、マニトバ州議会におけるインディアン議員による議事進行妨害（合法行為）、ニューファンドランド州による州民投票未実施により、結局ミーチレーク合意は崩壊した。

ミーチレーク合意が崩壊した理由としては、マルルーニ首相による強引な合意達成に向けた政治活動や、議論の過程の不透明さに対する不満もさる事ながら、ミーチレーク合意が連邦の譲歩と州権の拡大という建国以来のカナダ政治の図式を反映し、連邦がいくつかの分野で国家としての主体性を失うのではないかと思われる程、州側に譲歩していることに対する一部州政府の不安が指摘される。事実、カナダ国民の中には

ミーチレーク合意がもし法制化されれば、カナダの中央集権が極度に弱体化して、カナダという国家が全体的な方向性を見失うことになりかねない、さらに、将来ケベック州政府がミーチレーク合意の中のケベック州を“特別の地位”と認める条項を盾に、今後ますます独自の要求を展開するのではないか、と危惧する者も多数見られた。

### 3) ポストミーチレークの政治動向

#### 1. ケベック州の動き

ケベック州の特異性をカナダ憲法の中に明記しようとする“ミーチレーク合意”が、結局全州によって批准されず白紙に戻ったことを受けて、ケベック州は今後ケベック州の進むべき道を明らかにするための2つの委員会を設置した。

1つはケベック自由党内に設置されたもので、その最終報告書（“アレアレポート”）は今年2月に発表され、3月初めのケベック州自由党大会で正式に採択された。他の1つは、仏系ビジネスマンを議長とし、与野党各分野から任命された議員により構成されたベーランジュ＝カンポー委員会であり、3月末に報告書を発表した。

アレアレポートは連邦政府と州政府の行政権限が重複していることがカナダ連邦の機能を大きく低下させているとの基本認識に基づき、行政権を大幅に州政府（ケベック）に移転することを提言している（具体的な行政権の移転内容については別添表-2を参照）。

これによれば、中央政府であるカナダ連邦政府に残される権限分野は、防衛、関税、通貨、連邦債務、所得平衡と国境管理だけに限定されてしまう。加えて同レポートは連邦議会の立法権は殆どの分野でケベック（並びに他州）の議会の批准を必要とすることを要求するとともに、カナダ連邦の一員としてケベックが参加した国際協定（米加自由貿易協定等）、あるいは対外債務に対する債務履行を尊重することを確認している。そして最後に、ケベックのカナダ連邦での在り方が議論されるのはこれが最後であるとし、92年の秋にケベック州民によるリファレンダムを実施、同州の将来を決定することを提言している。一方、ベーランジュ＝カンポー委員会による勧告書は連邦政府からの憲法改正の提案を検討する特別委員会、並びにケベックの主権について検討する特別委員会の2つを州議会に設置することを決めるとき同時に、主権確立の州民投票は92年6月8-22日、又は10月12-26日の期間内に行うこと、その結果主権が支持された場合は、一年間の猶予をもって独立国家になることを結論としている。

以上2つの勧告のコンセンサスを背景にプラッサー州首相は今後、連邦との交渉を進めていくことになる（5月15日、主権確立の為の州民投票を遅くとも92年10月26日までに実施する旨の法案がケベック州議会において提出された。同法案は6月末まで

に決議される予定)。

## 2. 連邦政府、他諸州の動き

マルルーニ連邦政府首相はミーチレーグ合意崩壊を受け、昨年11月、連邦政府主導の委員会（スパイサーコミッション）を設置した。同委員会の使命はカナダの憲法問題の技術的な問題を詰めるのではなく、むしろカナダという国家の意義そのものを広くカナダ国民に問い合わせ、現在の“カナダ人”がともにひとつの国家の中に生きる意志があるか否かを確かめる、草の根の声を聞くことにある（同委員会の活動はThe Citizen's Forum on Canada's Futureと呼ばれる）。委員長のスパイサー博士は現在までに全国各地で40万以上のカナダ人の声を聞いていている。こうした生の声に基づいた同委員会の報告書は今年7月1日のカナダデーに発表される予定となっている。

加えてマルルーニ首相は4月21日、内閣発足後初めての大々的な改造を行った。これにより同首相はカナダ連邦統一に向けた布陣を発表、憲法担当大臣という新規ポストを設け、ここに前連邦政府首相であり、これまで外務大臣の要職にあったクラーク氏を任命した。又、今回の内閣改造では下院議長や大蔵大臣といった要職に西部州出身の議員を任命、従来より西部諸州において要望の強かった中央政府に対する西部州の声の反映に配慮している。

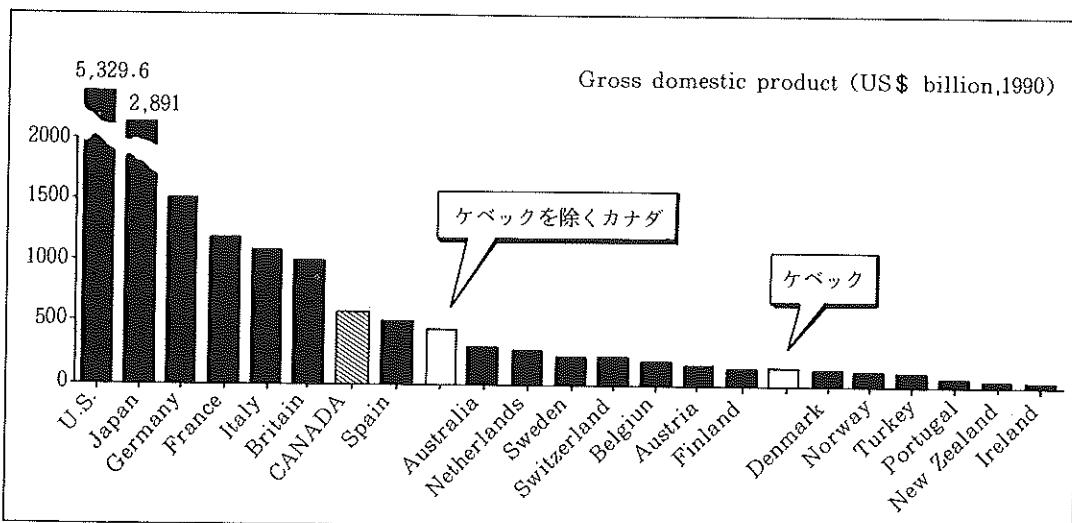
ケベック州以外の他諸州については今までのところ特に表立った動きは見られない。ボブ・レイ首相率いるオンタリオ州新民主党政府が、ケベックの要求にある程度は応じつつ、憲法改正のための議論を進めていくしながらも、連邦政府の力をこれ以上弱体化させるべきではないとの基本姿勢を打出しているにすぎない。各州政府とも連邦政府と同様、憲法改正に関する委員会を独自に設置しており、今年暮に向けてその報告書がでてくることになろう。

## 4) ケベック問題の今後の行方

ケベック州が1992年秋にリファレンダムを実施し、主権連合を果たし得るのかについては、これまで特にその経済的なコストに関して様々な意見が出されている。ベルランジュ＝カンポー委員会の報告書によれば、ケベック州がカナダ連邦内の一州から主権連合へと移行することについてはカナダ政府との通貨共同（Monetary Union）維持や米加自由貿易協定への参加等を前提に、比較的容易になされるものと予想しており、また主権を果たした場合のケベック州の負債はGDPの56%となり、経済規模がほぼ同じオーストリア（55.6%）、デンマーク（55.3%）のそれと同水準であり、充分管理できるものと見ている（ケベック並びにケベックを除くカナダの経済規模に

については下記の図を参照)。

図 ケベック並びにケベックを除くカナダの経済規模



(出所) THE CANADA-JAPAN BUSINESS REVIEW APRIL 30, 1991

ただし、こうした同委員会の楽観的な見通しに対しては、民間エコノミストから強い疑問が投げかけられているのも事実である。彼等は、主権ケベックの財政赤字は委員会の見通し以上にさらに悪化し、投資家の不安感の高まりは避けられないとしている。また同委員会が前提としているカナダ政府との通貨共同がどの程度現実味のあるものか、あるいは米国政府が独立したケベックに対し、米加自由貿易協定で定めた内容を従来通り適用するか等、流動的な部分が極めて大きいとしている。

主権連合を果たした後のケベックが経済的に存続でき得るか否かは、ケベック州政府並びに仏系ビジネス界、州民にとっても非常に重要な問題であり、これに関する懸念が解消されなければケベックとしても一気に主権連合に進むことは困難かと思われている(別添アンケート結果1)~4)参照)。

一方、ケベックを除く他州も連邦政府と州政府の行政権限が重複しており、政府レベルでの効率的な運用がなされていないことを理由に両者の関係を抜本的に見直しする必要をそれなりに感じてはいるものの、ケベック州がアレア・レポートの中で要求しているような行政権の州政府への大幅な移管については、中央政府の力をあまりにも弱めることになると警戒、又、ケベック州のみに特別の権限が付与されることに対しては強く抵抗している(別添アンケート結果5)~8)参照)。

加えて連邦政府のみならず、カナダ一般国民もケベック州政府が提言している92年秋のデッドラインまでに同州をめぐる憲法問題が解決され得ることに関し、極めて懷疑的であり、今後約一年半という短期間のうちに問題を一気に解決してしまおうとい

う早急な動きには否定的である（別添アンケート結果9）・10）参照）。

以上のような現状を考慮すれば、カナダにおいて建国以来続いているケベック州の問題は、決して容易に処理できるものではなく、従ってカナダは現在考えうる選択肢  
1.現行の連邦制度維持 2.ケベックのカナダからの分離 3.全く新しい形態の連邦制度創設 を前に今後引き続き政治的にも経済的にも試行錯誤を重ねていくことになる。

表－2 アレアレポートが提言する行政権限の移管

<u>現 行</u>	<u>アレアレポートの提言</u>		
1) ケベック州専管（9分野）	1) ケベック専管（22分野）		
社会問題	社会問題	◎人的資源	◎R&D
地方自治	地方自治	◎健康	◎公共安全
文化	文化	◎農業	◎所得保障
教育	教育	◎通信	◇失業保険
住宅	住宅	◎地域開発	
娯楽・スポーツ	娯楽・スポーツ	◎エネルギー	
家族政策	家族政策	◎環境	
天然資源	天然資源	◎産業・商業	
観光	観光	◎言語	
2) 連邦・ケベック州共同管轄（17分野）	2) 連邦・ケベック州共同管轄（9分野）		
課税	地域開発	課税	
移民	エネルギー	移民	
金融機関	環境	金融機関	
司法	産業・商業	司法	
交通・輸送	言語	交通・輸送	
人的資源	R&D	◇先住民問題	
健康	公共安全	◇漁業	
農業	所得保障	◇外交政策	
通信		◇郵便・テレコミュニケーション	
3) 連邦政府専管（9分野）	3) 連邦政府専管（4分野）		
防衛・国境管理	防衛・国境管理		
関税	関税		
通貨・債務	通貨・債務		
所得平衡	所得平衡		
失業保険			◎現行連邦・ケベック州共同管轄より移管
先住民問題			◇現行連邦政府専管より移管
漁業			Maclean's Feb.18 1991 "Sharing Power"
外交政策			より作成
郵便・テレコミュニケーション			

Globe & Mail/CBCニュース アンケート調査結果（4月4日～15日集計）

— 数字は回答者の割合 —

Globe & Mail April 22.1991

“Globe & Mail/CBC News Poll”より作成

1) 一ヶベックに対してのみのアンケートー

ケベックを除くカナダとの経済連合に関する合意達成が不可能である場合、ケベックが主権国家となることを望むか、あるいはカナダ連邦内に残ることを望むか？

主権国家として独立する事を望む : 51

カナダ連邦内にとどまる事を望む : 44

分らない : 5

2) 一ヶベック以外に対してのアンケートー

もし主権国家ケベックが生まれ経済連合が達成し得ないことにより、カナダの経済に悪影響が生じてしまうとした場合、ケベックとの経済連合を支持するか？

支持する : 54

支持しない : 36

分らない : 10

3) ケベックが独立した場合、ケベックの生活水準はどうなると考えるか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
現行と変わらない	34	15
現行よりも良くなる	11	2
現行よりも悪くなる	50	75
分らない	5	7

4) ケベックが独立した場合、ケベックを除くカナダの生活水準はどうなると考えるか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
現行と変わらない	51	64
現行よりも良くなる	5	11
現行よりも悪くなる	39	22
分らない	5	4

5) カナダ国運営の在り方について以下の3つの可能性のうちどれを支持するか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
より多くの連邦政府機能を州政府に移管する	55	35
より多くの州政府機能を連邦政府に移管する	8	12
現状のまま維持する	31	45
分らない	5	8

6) ケベックとケベック以外のカナダとの間の関係について以下の4つのうちどれを支持するか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
ケベックはカナダから完全に独立し主権国家となるべき	10	7

ケベックは主権国家となりカナダとの経済連合を維持すべき	37	6
ケベックはカナダ連邦内の州として残り他州とともににより大きな権限を持つべき	36	17
ケベックはカナダ連邦内の州として残り他州とともに現行の権限を維持すべき	16	68
分らない	1	3

7) ケベック州以外のカナダはケベックをカナダ連邦内に引きとどめる為に、他州が持たない権限をケベック州に与えるべきか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
与えるべき	72	18
与えないべき	22	76
分らない	6	6

8) もしケベックにおけるリファレンダムがケベックの主権を支持し、ケベック政府がケベック以外のカナダと経済的な連合を結ぶ為の交渉に乗り出したとした場合、そうした経済連合がどの程度達成可能であると考えるか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
充分達成可能である	11	9
やや達成可能である	50	37
あまり達成可能とは思われない	31	32
全く達成不可能である	6	17
分らない	3	5

9) ケベック州首相は新しい憲法の枠組みがケベック州以外のカナダとの間で92年の秋までに取り決められない場合には主権達成に向けたリファレンダムを実施すると言っているが、この様なデッドラインの設定をどう思うか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
当然受け入れられる	13	6
受け入れられる	60	35
受け入れられない	17	30
全く受け入れられない	9	25
分らない	3	5

10) ケベック州政府の設定したデッドラインまでにケベック州が他のカナダとの間で憲法合意に達する可能性についてどう考えるか？

	ケベック州	ケベック州以外のカナダ
充分ありうる	6	5
幾分ありうる	27	36
それ程ありえない	46	33
全くありえない	19	23
分らない	2	3